

令和8年第2回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和8年2月25日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室							
開 会	令和8年2月25日 午後2時40分							
閉 会	令和8年2月25日 午後3時26分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	欠席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			林 信夫 ・ 寺山 佳宏					
議事参与			藤村 弥 ・ 小田嶋 愛 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第4号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第5号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第6号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第7号 鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画(27号計画) (案) に対する意見書の提出について

顛末

令和8年2月25日
開会 午後2時40分

- 【議長】 これより、令和8年第2回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。
本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありませんか。
- 【事務局】 訂正はございません。
- 【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号3番 林 信夫 委員・番号5番 寺山 佳宏 委員にお願いします。
- これより議案審議に入ります。
- 議案第4号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。なお、番号6と番号9は同一の受人への所有権移転であり、関連がありますので、一括して議案審議を行います。それでは事務局より議案説明をお願いいたします。
- 【事務局】 議案について説明します。
議案第4号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 6件 6筆
- 番号5
受人は野菜を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は32.99アールで、自宅から申請地までは300mの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
- 【議長】 事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果

	及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号5について報告いたします。受人は野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【鯨井文雄 推進委員】	番号5について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号6と番号9について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号6・9 受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は600日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は13,431.86アールで、自宅から申請地までは100mの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【林 繁雄 農業委員】	番号6と9について報告いたします。受人は米麦を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、麦を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎照男 推進委員】	番号6と9について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号7について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号7 受人は花きの栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,350日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は403.92アールで、自宅から申請地までは300メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤政士】	番号7について報告いたします。受人は花きの栽培を中心とした農業経営を行

<p>農業委員】</p>	<p>っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われまので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【加村純男 推進委員】</p>	<p>番号7について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号8について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号8 受人は花きの栽培を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は1,095日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は、116.01アールで、自宅から申請地までは500mの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【尾澤利彦】</p>	<p>番号8について報告いたします。受人は花きの栽培を中心とした農業経営を行</p>

<p>農業委員】</p>	<p>っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、花きの栽培する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【新井正芳 推進委員】</p>	<p>番号8について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号10について内容説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号10 受人は水稻と野菜を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人も含めた世帯員の農作業従事日数は700日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は、179.24アールで、自宅から申請地までは約1kmの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p>【野本雅一 農業委員】</p>	<p>番号10について報告いたします。受人は水稻と野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、水稻を</p>

	<p>作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われま すので、問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいた します。</p>
【石川保男 推進委員】	<p>番号10について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けること により、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集 約化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言の ある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第4号について原案のとおり 決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第4号について原案のとおり決 定いたしました。</p> <p>続きまして議案第5号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程 します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第5号 農地法第4条の規定による転用許可申請 自己用住宅(追認) 1件 1筆</p> <p>番号1 申請人は現在市内に家族4人で暮らしています。今回、申請地の土地全部事項 証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しまし</p>

	<p>たが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から自己用住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を自己用住宅敷地の一部として利用していくため、自己用住宅（追認）として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【武井正夫 農業委員】	<p>番号1について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅（追認）ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【福島政則 推進委員】	<p>番号1について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から自己用住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり自己用住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>（質問なし）</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして議案第6号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による転用許可申請 使用貸借権の設定 1件 2筆 番号7</p> <p>受人は、現在さいたま市内の借家に親子2人で暮らしています。子育てについて家族の協力を得るため、実家近くに自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和7年7月17日付けで農用地区域から除外されています。また、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作することです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【野本雅一 農業委員】	<p>番号7について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は原則不許可の第1種農地に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、不許可の例外規定に該当すると判断します。実家の近くで家族と協力し合いながら生活していきたいという条件から、本申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【石川保男 推進委員】	<p>番号7について調査してまいりました。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則</p>

	<p>的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして議案第7号 鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画(27号計画)の変更に対する意見書の提出について上程します。事務局である農政課より議案説明をお願いいたします。</p>
【農政課】	<p>議案第7号 鴻巣市渡内糠田排水機場地域の農業の振興に関する計画(27号計画)の変更(案)に対する意見書の提出について説明いたします。</p> <p>鴻巣農業振興地域整備計画の農用地利用計画で定めている農用地区域内の土地を農用地以外の区域へ変更するいわゆる除外については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条で定める基準「工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること。」に適合していることの要件があります。</p> <p>本市では、令和3年度に登戸、糠田、大芦、吹上、前砂、明用、三町免、小谷の多くの地域を受益地とするかんがい排水事業が完了し、その受益地は広範囲に及んでいます。</p> <p>このような状況において、土地改良事業等の工事完了後8年を経過していないことを理由に、一切の農用地区域からの除外を認めないことは、かえって農業の振興を阻害すると考えられます。</p> <p>そこで、鴻巣農業振興地域整備計画を補完するものとして、農業振興地域の</p>

	<p>整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号において規定する農業振興計画を定め、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、農用地以外の用途に供することが相当であると認められるもののうち、本計画に定める施設については農用地区域に含めないものとし、除外することができるものとする計画です。</p> <p>昨年2月に農業委員会、農協、土地改良区から意見を聴取した後、公告・縦覧を行い、県との調整を得て令和7年4月16日に27号計画を策定しました。</p> <p>1月の除外申出のうち、かんがい排水事業の受益地内で駐車場を建設する計画です。農用地区域内で総合建設業・販売業を営む企業が社員用駐車場不足を解消するための「既存施設の敷地拡張」に該当します。計画の変更点としては、昨年作成した27号計画の「施設」に「駐車場」を追加するものです。</p> <p>今回、この27号計画を変更するにあたり、農業委員会の意見聴取が必要なことから委員の皆様にご意見を伺うものでございます。</p> <p>配付した資料を元に内容を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(資料をもとに説明)</p> <p>【議長】 事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問はございませんか。</p> <p>【秋池 功 農業委員】 本来この地域は、農地転用ができない地域なのですか。</p> <p>【事務局】 今回の受益地は農用地区域内にあり、土地改良事業などの公共投資が完了してから8年が経過しないと除外できない区域となりますが、今回の意見聴取により計画を変更することで、農用地の区域から外すという作業ができれば、農用地区域からの除外及び農地転用ができるようになります。</p> <p>【林 信夫 農業委員】 今後の手続きはどのような流れで行われますか。</p> <p>【農政課】 農業委員会も含めて、各関係機関に意見聴取し、問題なしという回答が得られた後、公告、縦覧し、県との協議後、27号計画が変更されます。その後、1月除外申出の他の案件とともに除外審議会に諮り、除外後、農地転用という流れになります。</p>
--	--

【林 繁雄 農業委員】	こちらの除外申出はこれから出されるものですか。												
【農政課】	既に1月で申出が出されている案件になります。												
【武井正夫 農業委員】	今回計画を変更した後は、この計画変更で別の案件についても認められるということなのか、それとも案件ごとに毎回計画の変更が必要なのでしょうか。												
【農政課】	案件ごとに計画変更が必要です。												
【議長】	その他に何かご質問はございませんか。												
【一同】	(質問なし)												
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。												
【一同】	(全員挙手)												
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第7号について原案のとおり「意見なし」ということで鴻巣市長に対し意見を送付いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。												
	令和8年1月14日～令和8年2月10日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>2件</td> <td>7筆</td> <td>2, 231. 00㎡</td> </tr> </table> 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>6件</td> <td>9筆</td> <td>3, 532. 00㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td>8件</td> <td>16筆</td> <td>5, 763. 00㎡</td> </tr> </table> これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございますか。		2件	7筆	2, 231. 00㎡	所有権の移転	6件	9筆	3, 532. 00㎡	合計届出件数	8件	16筆	5, 763. 00㎡
	2件	7筆	2, 231. 00㎡										
所有権の移転	6件	9筆	3, 532. 00㎡										
合計届出件数	8件	16筆	5, 763. 00㎡										
【一同】	(質問なし)												
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願												

<p>【秋池 功 親睦会会長】</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【農政課】</p> <p>【議長】</p>	<p>いたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。</p> <p>・弔慰金の支出について</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>・活動記録簿の提出について</p> <p>・肥料価格高騰対策支援のお知らせについて</p> <p>これをもちまして、令和8年第2回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和8年3月25日（水）午後2時00分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時26分</p>
---	--